特定個人情報保護評価書(基礎項目評価書)

評価書番号	評価書名
2	地方税に関する事務 基礎項目評価書

個人のプライバシー等の権利利益の保護の宣言

江戸川区は、地方税の賦課徴収における特定個人情報ファイルの取扱いにあたり、特定個人情報ファイルの取扱いが個人のプライバシー等の権利利益に影響を及ぼしかねないことを認識し、特定個人情報の漏えいその他の事態を発生させるリスクを軽減させる為に適切な措置を講じ、もって個人のプライバシー等の権利利益の保護に取り組んでいることを宣言する。

特記事項

なし

評価実施機関名

東京都江戸川区長

公表日

令和5年4月20日

[平成31年1月 様式2]

I 関連情報

・ 大力・						
1. 特定個人情報ファイルを取り扱う事務						
①事務の名称	地方税法(昭和25年法律第226号。以下「地方税法」という。)に定められた地方税の賦課、徴収業務					
②事務の概要	・地方税法に基づき、住民、企業、国税庁、日本年金機構から提出された申告書等情報、及び、その他社会保障に係る情報に基づき、住民の特別区民税、都民税額(以下、個人住民税)を計算し、賦課する。また、軽自動車等に対し、4月1日現在の所有者に車種等により軽自動車税額を計算し、賦課する。賦課額に基づき、住民等に対し収納業務を行い、納期限までに徴収できなければ、滞納整理業務を実施する。また、滞納整理業務の中では、必要に応じて電話での納入の催告を実施している。 ・特定個人情報ファイルは、次の事務に使用している。 ①申告書等受理時の本人確認(名寄せ、在住確認等)や申告要否の判定 ②申告書等に記載された控除対象、扶養親族等の特定 ③江戸川区以外に居住する納税義務者、控除対象配偶者、扶養親族等に係る者についての調査(控除要件可否等) ④個人住民税の特別徴収に係る届出、減免に係る申請(申請要件の可否) ⑤軽自動車等の登録、名義変更、廃車等の手続き時の本人確認(名寄せ、在住確認等) ⑥軽自動車税の減免、免除に係る申請(申請要件の可否) ⑦廃車案内等の各種お知らせに関する事務(対象者の抽出) ⑧個人住民税及び軽自動車税の賦課情報に対する、収納情報の管理(名寄せ、在住確認等を含む) ⑨過誤納金、督促の情報を管理 ①別金受取口座への還付事務に係る事務					
③システムの名称	税務システム、電話催告システム、統合DB、審査システム、国税連携システム、住民基本台帳ネット ワークシステム、中間サーバー、国民健康保険システム					
2. 特定個人情報ファイル:	名					
1.住民税賦課情報ファイル 2.軽自動車税賦課情報ファイル 3.収納管理情報ファイル 4.滞納整理情報ファイル 5.電話催告情報ファイル 3. 個人番号の利用						
法令上の根拠	・番号法第9条第1項及び別表第一の16の項 ・番号法第9条第2項 ・江戸川区個人番号の利用に関する条例(平成27年10月30日条例第30号。以下「条例」という。)第4条 第1項及び別表2の1の項 ・地方税法等					
4. 情報提供ネットワークシ	マステムによる情報連携					
①実施の有無	<選択肢> [実施する] 1)実施する 2)実施しない 3)未定					
②法令上の根拠	(情報照会の根拠) ・番号法第19条第8号及び別表第二の27の項 (情報提供の根拠) ・番号法第19条第8号及び別表第二の第三欄(情報提供者)が「市町村長」の項のうち第四欄(特定個人情報)に「地方税関係情報」が含まれる項					
5. 評価実施機関における	担当部署					
①部署	江戸川区 総務部 課税課 江戸川区 総務部 納税課					
②所属長の役職名	課税課長 納税課長					

6. 他の評価実施機関

請求先

連絡先

7. 特定個人情報の開示・訂正・利用停止請求

江戸川区総務部課税課、江戸川区総務部納税課

郵便番号132-8501

江戸川区中央1-4-1

電話:江戸川区総務部課税課 03-5662-1007 電話:江戸川区総務部納税課 03-5662-6345

8. 特定個人情報ファイルの取扱いに関する問合せ

江戸川区総務部 課税課

電話:03-5662-1007 ファックス:03-5662-0347

江戸川区総務部 納税課

電話:03-5662-6345 ファックス:03-3652-9859

Ⅱ しきい値判断項目

1. 対象人数							
評価対象の事務の対象人数は何人か		[30万人以上	<選択肢> 1) 1,000人未満(任意実施) 2) 1,000人以上1万人未満 3) 1万人以上10万人未満 4) 10万人以上30万人未満 5) 30万人以上		I万人未満 万人未満	
	いつ時点の計数か		1月1日 時点				
2. 取扱者	2. 取扱者数						
特定個人情報ファイル取扱者数は500人以上かいつ時点の計数か		[500人未満]	<選択肢> 1) 500人以上	2) 500人未満	
		令和4年	1月1日 時点				
3. 重大事故							
過去1年以内に、評価実施機関において特定個人 情報に関する重大事故が発生したか		[発生なし]	<選択肢> 1) 発生あり	2) 発生なし	

Ⅲ しきい値判断結果

しきい値判断結果

基礎項目評価及び全項目評価の実施が義務付けられる

Ⅳ リスク対策

1. 提出する特定個人情報保護評価書の種類							
<選択肢>							
2)又は3)を選択した評価実施機関については、それぞれ重点項目評価書又は全項目評価書において、リスク対策の詳細が記載されている。							
2. 特定個人情報の入手(青報提供	ネットワークシステ	テムを通じた	た入手を除く。)			
目的外の入手が行われるリ スクへの対策は十分か	[十分である]	<選択肢> 1)特に力を入れている 2)十分である 3)課題が残されている			
3. 特定個人情報の使用							
目的を超えた紐付け、事務に 必要のない情報との紐付けが 行われるリスクへの対策は十 分か	[十分である]	<選択肢> 1)特に力を入れている 2)十分である 3)課題が残されている			
権限のない者(元職員、アクセス権限のない職員等)によって不正に使用されるリスクへの対策は十分か	[十分である]	<選択肢> 1)特に力を入れている 2)十分である 3)課題が残されている			
4. 特定個人情報ファイルの	の取扱い	の委託		[]	委託しない		
委託先における不正な使用 等のリスクへの対策は十分か	[十分である]	<選択肢> 1) 特に力を入れている 2) 十分である 3) 課題が残されている			
5. 特定個人情報の提供・移転	云(委託や	情報提供ネットワー	クシステム	を通じた提供を除く。) []	提供・移転しない		
不正な提供・移転が行われる リスクへの対策は十分か	[十分である]	<選択肢> 1)特に力を入れている 2)十分である 3)課題が残されている			
6. 情報提供ネットワークシ	ステムと	の接続			接続しない(提供)		
目的外の入手が行われるリ スクへの対策は十分か	[十分である]	<選択肢> 1) 特に力を入れている 2) 十分である 3) 課題が残されている <選択肢>			
不正な提供が行われるリスク への対策は十分か	[十分である]	<選択版> 1) 特に力を入れている 2) 十分である 3) 課題が残されている			
7. 特定個人情報の保管・2	肖去						
特定個人情報の漏えい・滅 失・毀損リスクへの対策は十 分か	[十分である]	<選択肢> 1)特に力を入れている 2)十分である 3)課題が残されている			
8. 監査							
実施の有無	[O]	自己点検	[O]	内部監査 [] 外部監査			
9. 従業者に対する教育・啓発							
従業者に対する教育・啓発	[十分に行っている]	<選択肢> 1) 特に力を入れて行ってし 2) 十分に行っている 3) 十分に行っていない			

変更箇所

変更日	項目	変更前の記載	変更後の記載	提出時期	提出時期に係る説明
平成28年3月25日	I-3. 個人番号の利用-法令 上の根拠	番号法第9条第1項 第3項 別表第一の16の項 地方税法 租税特別措置法 所得税法 国税通則法 等	・行政手続における特定の個人を識別するため の番号の利用等に関する法律(以下「番号法」 という。)第9条第1項及び別表第一の16の項 ・行政手続における特定の個人を識別するため の番号の利用等に関する法律別表第一の主務 省令で定める事務を定める命令第16条 ・番号法第9条第2項 ・江戸川区個人番号の利用に関する条例 ・地方税法等	事前	しきい値判断の結果の変更に 該当しない変更
平成28年3月25日	I -4. 情報提供ネットワークシステムによる情報連携-法令上の根拠	(別表第二における情報提供の根拠) :第三欄(情報提供者)が「市町村」の項のうち、 第四欄(特定個人情報)に「地方税関係情報」が 含まれる項 (1,2,3,4,6,8,9,11,16,18,23,26,27,28,29,31,34,35,37,39,40,42,48,54,57,58,59,61,62,63,64,65,66,67,70,71,74,80,84,87,91,92,94,97,101,102,103,106,107,108,113,114,115,116,117,120の項) (別表第二における情報照会の根拠) :第一欄(情報照会者)が「市町村」の項のうち、事務の内容に地方税関係情報が含まれる項(27の項)	(情報照会の根拠) ・番号法第19条第7号及び別表第二の27の項 ・行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律別表第二の主務省令で定める事務及び情報を定める命令第20条 (情報提供の根拠) ・番号法第19条第7号及び別表第二の第三欄(情報提供者)が「市町村長」の項のうち第四欄(特定個人情報)に「地方税関係情報」が含まれる項 ・上記の項に係る行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律別表第二の主務省令で定める事務及び情報を定める命令の条	事前	しきい値判断の結果の変更に 該当しない変更
平成28年3月25日	I-5. 評価実施機関における 担当部署-②所属長	課税課長 天沼 浩納税課長 川勝 賢治	課税課長 大關 一彦納税課長 川勝 賢治	事後	しきい値判断の結果の変更に 該当しない変更
令和1年6月14日	評価実施機関名	江戸川区長	東京都江戸川区長	事後	しきい値判断の結果の変更に 該当しない変更
令和1年6月14日	I -1①、-3、-4②		(法令に成立年、法令番号、略称等を記載)	事後	しきい値判断の結果の変更に 該当しない変更
令和1年6月14日	I-5. 評価実施機関における 担当部署-②所属長	課税課長 大關 一彦 納税課長 川勝 賢治	課税課長 納税課長	事後	所属長氏名の記載廃止による 変更
令和1年6月14日	Ⅱ-3. 重大事故	発生なし	発生あり	事後	事故の発生による変更
令和1年6月14日	Ⅳ リスク対策		(評価書記載のとおりに新規記載)	事後	記載事項の新設による変更

変更日	項目	変更前の記載	変更後の記載	提出時期	提出時期に係る説明
令和5年5月1日	I -1.特定個人情報を取り扱う 事務-②事務の概要	年金機構から提出された申告書等情報、及の その他社会保障に係る情報に基づき、住民税)を 計算し、賦課する。また、軽自動車はり軽づきに対し、 財課する。また、軽自動車はり車 税等に対し収納業務を行い、編期限までも、 できなければ、滞納整理業務の中では、次の事務に使 できなければ、滞納整理業の本人確認(名寄せ、在 できなければ、滞納を実にで できなければ、滞納を実にで できなければ、滞納を実にで できなければ、滞納を実にで できなければ、滞納を実にで できなければ、滞納を実にで の本人確認(名寄せ、在 での ・特定個人情報ファイルは、次の事務に使用している。 ・1申告書等の本人確認(名寄せ、在 確認)は、 ・特定の本人で ②江戸川区以外に居住する納税者に 対象、扶養親族 等の特別と、 の事等)に の 、 、 、 、 、 、 、 、 、 、 、 、 、 、 、 、 、 、	その他社会保障に係る情報に基づき、住民の特別区民税、都民税額(以下、個人住民税)を計算し、賦課する。また、軽自動車等に対し、4月1日現在の所有者に車種等により軽自動車税額を計算し、賦課する。賦課額に基づき、徴収できなければ、滞納整理業務を実施でいる。・大部を理業務の中では、次の事務に使用している。・特定個人情報ファイルは、次の事務に使用している。・特定個人情報ファイルは、次の事務に使用している。・1申告書等での本人確認(名寄せ、在住確認等)や申告要否の判定②申告書等に記載された控除対象、扶養親族等の特定③江戸川区以外に居住する納税義務でのの事告書等に記載された控除対象、扶養親族等の特定④は民税の特別徴収に係る届出、減免に係る申請(申請要件の可否)④軽自動車税の減免、免除に係る申請(申請要件の可否)⑤軽自動車税の減免、免除に係る申請(申請要件の可否)⑦廃車案内等の各種お知らせに関する事務(対象者の抽出)	事前	

変更日	項目	変更前の記載	変更後の記載	提出時期	提出時期に係る説明
令和5年5月1日	I-3個人番号の利用−法令 上の根拠	・行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律(平成25年法律第27号。以下「番号法」という。)第9条第1項及び別表第一の16の項・行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律別表第一の主務省令で定める事務を定める命令(平成26年内閣府、総務省令第5号)第16条・番号法第9条第2項・江戸川区個人番号の利用に関する条例(平成27年10月江戸川区条例第30号)・地方税法等	・江戸川区個人番号の利用に関する条例(平成	事前	
令和5年4月20日	Ⅰ-4②法令上の根拠	(情報照会の根拠) ・番号法第19条第7号及び別表第二の27の項 ・行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律別表第二の主務省令で定める事務及び情報を定める命令(平成26年内閣府、総務省令第7号。以下「別表第二の命令」という。)第20条 (情報提供の根拠) ・番号法第19条第7号及び別表第二の第三欄(情報提供者)が「市町村長」の項のうち第四欄(特定個人情報)に「地方税関係情報」が含まれる項 ・上記の項に係る別表第二の命令の条	・番号法第19条第8号及び別表第二の27の項 (情報提供の根拠) ・番号法第19条第8号及び別表第二の第三欄 (情報提供者)が「市町村長」の項のうち第四欄 (特定個人情報)に「地方税関係情報」が含まれ る項	事後	
令和5年4月20日	Ⅱ -1.対象人数-いつの時点 の計数か	平成31年1月1日時点	令和4年1月1日時点	事後	
令和5年4月20日	Ⅱ -2.取扱者数-いつの時点 の計数か	平成31年1月1日時点	令和4年1月1日時点	事後	
令和5年4月20日	Ⅱ -3重大事故	発生あり	発生なし	事後	